

社会福祉法人カリヨン福祉会役員等の報酬等及び  
法人嘱託職員の委嘱並びに報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カリヨン福祉会役員等(理事長、常務理事「以下『役員等』という。」)の報酬等及び法人嘱託職員の委嘱並びに報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(法人嘱託職員の定義)

第2条 この規程における法人嘱託職員とは、社会福祉法人カリヨン福祉会組織規程第3条第5項に基づいて理事長が委嘱する者をいう。

(職員就業規則の適用除外)

第3条 法人嘱託職員は、社会福祉法人カリヨン福祉会職員就業規則の適用範囲外とする。

(法人嘱託職員の定年等)

第4条 法人嘱託職員の定年等は、特に定めないものとする。

(法人嘱託職員の委嘱期間)

第5条 法人嘱託職員の委嘱期間は1年を限度とし、必要に応じて期間を延長することができる。

(役員等及び法人嘱託職員の報酬の額)

第6条 役員等及び法人嘱託職員の報酬額は別表のとおりとする。

(通勤手当)

第7条 前条に定める報酬のほか、通勤手当については社会福祉法人カリヨン福祉会職員給与規程第16条の規定を準用して支給する。

(退職金等)

第8条 法人嘱託職員には、退職金等は支給しない。

2 役員等の退職金等については、その都度理事会において定める。

(役員等及び法人嘱託職員の勤務日数等)

第9条 役員等及び法人嘱託職員の勤務日数等は、別表のとおりとする。

(勤務日の記録)

第10条 役員等を除く法人嘱託職員は、所定の様式により勤務日について記録するものとする。

(役員等及び法人嘱託職員の報酬等の支給方法)

第11条 役員等及び法人嘱託職員の報酬、通勤手当の支給方法は、職員の例による。

(法人嘱託職員の職務内容)

第12条 法人嘱託職員の職務内容は、社会福祉法人カリヨン福祉会組織規程に定めるところによる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月3日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年5月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。(全文改正)

別 表

職 名	勤務日数 (週)	報 酬 月 額
理 事 長 常 務 理 事	1日～2日	72,000円 ～ 150,000円
	3日～4日	160,000円 ～ 300,000円
	5日以上	300,000円 ～ 450,000円
法人嘱託職員	1日～2日	50,000円 ～ 130,000円
	3日～4日	140,000円 ～ 190,000円
	5日以上	200,000円 ～ 240,000円